

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会（第 2 回） 議事概要

- 1 日時：令和 7 年 1 月 22 日（水）10：00～11：00
- 2 場所：総務省（中央合同庁舎 2 号館）8 階第 2 特別会議室及びオンライン
- 3 出席者：（構成員）
大屋座長、江間構成員、原田（久）構成員、原田（大）構成員、横田構成員、
山本構成員、吉永構成員
（総務省行政管理局）
平池行政管理局長、佐藤審議官、津村調査法制課長、岡崎法制管理室長

4 議事概要

（1）開会

（2）議題（1）実態調査の実施について

事務局から、資料 1「実態調査の実施について」に基づき説明を行った。

（3）議題（2）意見交換

主に、国内事例に係る実態調査の調査対象及び調査項目について、意見交換を行った。
構成員からは、

- ・調査に当たっては、内容の是非を殊更に指摘するものではなく、今後 AI の利活用を進めていく上での示唆を得る目的であることを丁寧に伝えた上で、協力を仰ぐ必要がある。また、書面回答のみとするのではなく、調査対象との信頼関係を形成する上でも、可能な限り、実際に訪問することが望ましい。
- ・先行する調査等で得られた知見については、類似の別の調査対象への調査で活用するなど、相互の比較についても意識して進める必要がある。
- ・行政にのみ照会するのではなく、行政が利用している AI システムを開発しているベンダーからも話を聞く必要がある。特に、契約条件等については、実際の文書ベースで確認できると良い。また、契約（納品）時だけでなく、その後の双方のコミュニケーションの状況についても確認する必要がある。
- ・AI の実際の利活用を踏まえた検証の実施について、実際に行った検証の内容や、考え得る検証方法等についても質問する必要がある。
- ・学習データの利用・入手について、何がハードルとなっているかについても把握・分析する必要がある。

などの意見があった。

（4）閉会

事務局から、次回日程等の案内があった。

以上